

平成27年度
学校いじめ防止基本方針



高萩市立君田小学校

学校いじめ防止基本方針

高萩市立君田小学校

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」H25.6による）

なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

I はじめに

創立当時は77名の児童が在籍し全て単式学級であったが、近年は過疎化により極少人数となった。伝統とすばらしい地域環境に包まれた君田小学校の教育の推進者である私たちは、子供たちにとってかけがえのない教師である。と同時に、地域社会の中でも信頼される教師であることが期待されている。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。(教育基本法第1条)そのためには、一人一人の子供が、将来の夢や目標に向かって努力し、意欲・気力・活力ある学校であることが重要である。

しかし、いじめを背景として自らの命を絶つという痛ましい出来事が発生している。文部科学省においては、いじめ対策を総合的かつ効果的に推進し、児童生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ防止対策推進法を策定し、国としての指針を示した。その内容は、次のようなものである。

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすること。
- 2 いじめは児童生徒等の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることについて、児童生徒等が認識できるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育むこと。
- 3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童生徒等の生命を保護すること、及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すること。
- 4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をすべきこと。

以上のような基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が示された。

学校では、校長を中心とした一致協力体制を確認することが急務であり、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取り組みを進めることにより、児童・保護者・地域社会に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないように、教師は「もしかしたら、自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という危機感を持って児童に接し、教職員相互の情報交換を密に行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは絶対許さない」「いじめる側が悪い」という認識を児童も教職員ももつことが前提となる。

このことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現を目指して学校経営を推進していきたい。

II 本校のいじめ防止基本方針

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して安全に生活できる学校づくりを目指す。
- ・いじめは絶対に許されないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ・いじめの未然防止、早期解決のために保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ・子どもが主体となって行ういじめ防止のための取組が実践できるよう指導・支援する。
- ・相談窓口の明示、定期的なアンケートや面談の実施を通じ、児童一人一人の状況把握に努める。

III めざす学校像

- ・子供たちの夢を育む学校
- ・明るく、楽しさに満ちた学校
- ・創意と活力のある学校
- ・保護者、地域から信頼される学校

IV めざす児童像

- ・自分で考え進んで学習する子
- ・仲良く助け合う思いやりのある子
- ・最後までやり抜く心身ともにたくましい子

V めざす教師像

- ・教育愛に満ち、使命感に燃える教師
- ・創意と意欲と指導力のある教師
- ・向上心をもち、研修に励む教師
- ・保護者、地域から信頼され、共に歩む教師

VI 基本的な方針

1 本校におけるいじめ防止に関する施策（未然防止）

- ① 教頭・教務主任・生徒指導主事を中心とした、いじめ防止対策委員会の設置
 - ・定期的な会議の実施
 - ・いじめ防止に対する具体的なマニュアルの作成
 - ・いじめ防止のための年間指導計画の作成
 - ・児童・保護者アンケートの実施・分析によるいじめの早期発見・早期対応
- ② 特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー（SC）・生徒指導主事・養護教諭を中心とした、教育相談体制の充実
 - ・定例の風の子支援委員会の開催（特別支援委員会）
 - ・もしも週間での教育相談の充実によるいじめの早期発見・早期対応
 - ・SCと連携した教職員全員のカウンセリングマインドの向上による、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応
- ③ 弁護士等、専門的な知識を有する専門家を講師とした、いじめを始めとする生徒指導上の課題等に適切に対応できる能力を高める職員研修の実施
- ④ 学校としての取組
 - ・児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をすると共に、道徳の時間を中心とした全教育活動において、基本的な生活習慣・規範意識・人間関係を築く力・社会参画への意欲や態度の育成
 - ・現在及び将来における人間としての生き方について考えさせる。
 - ・児童に、学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力・社会性・自尊感情・達成感・自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。
 - ・体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
- ⑤ 保護者・地域社会との連携
 - ・保護者会・地域集会等で、学校の取組を説明し、保護者や地域の方々に理解協力を求め、いじめ防止に努める。
 - ・学校便りの各戸配布や学校ホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑥ 学校評価の実施
 - ・教職員・児童・保護者・地域の方等によるいじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた児童への対応

- ・児童や保護者アンケートから、いじめが確認された場合は、校長の指示により、生徒指導主事を中心にした特別委員会を設置し、児童からの個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大な事態とならないように対処する。
- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導をを実践すると共に、指導の記録をとる。
- ・保護者に対して、事実について説明すると共に、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた児童を守るために、全職員に事実について報告し、全職員でサポートする体制を整え、必要に応じ送迎等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や自己有用感をもたせる場の提供を行う。
- ・緊急避難として欠席した場合は、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- ・家庭訪問を実施する等、児童に安心感をもたせる。
- ・教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた児童への対応

- ・事実確認を行い、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導、及び、継続的な指導を行う。相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ・保護者に対して、事実や指導経過について説明すると共に、家庭での様子を確認し、今後の指導に生かす。

③ 学校としての取組

- ・いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ・学級経営の見直しや授業改善を図りながら、児童が充実した学校生活を送れるよう、環境の改善を図る。
- ・学校公開や意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながら、いじめのない学校づくりを推進する。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

① 重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・児童に精神性の疾患が発生した場合
- ・児童が身体に重大な傷害を負った場合
- ・児童が金銭を奪い取られた場合

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間30日程度欠席がある場合（目安）
- ・病気・けが等理由が明らかな場合を除き、連続して3日以上欠席した場合（いじめの有無等を調査する）

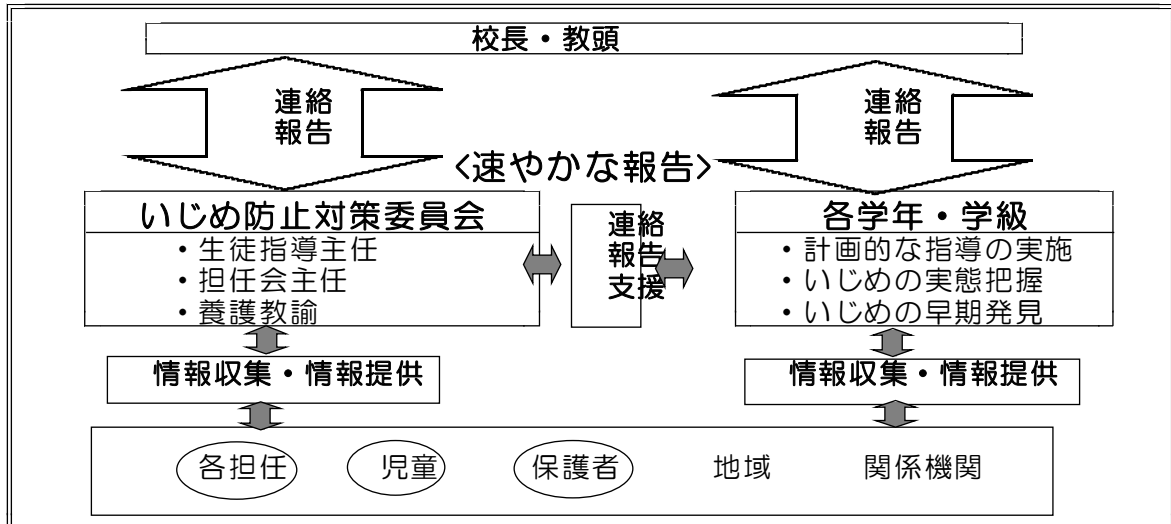
② 重大事態の報告

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

③ 重大事態の調査

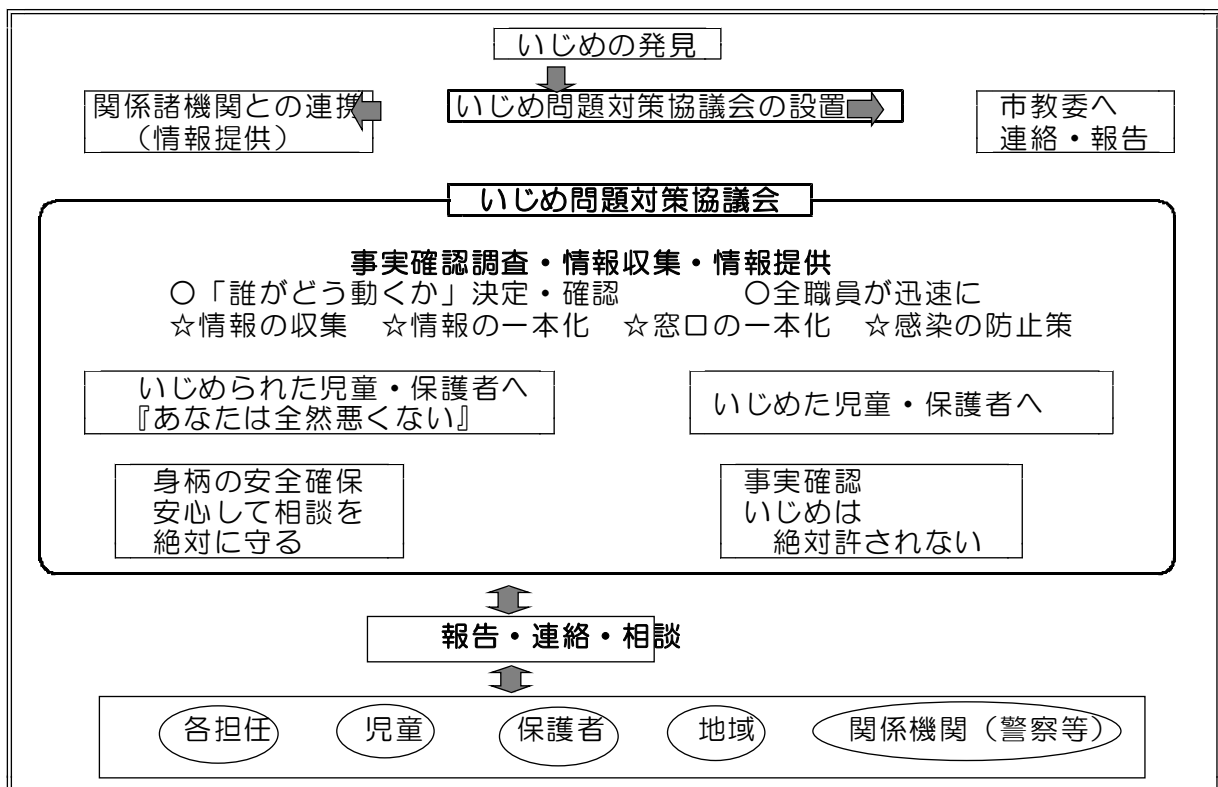
- ・重大事態が生じた場合は、弁護士・精神科医・SC・スクールソーシャルワーカー（SS）等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設け、調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえるようにする。

VII いじめ防止体制（平常時）



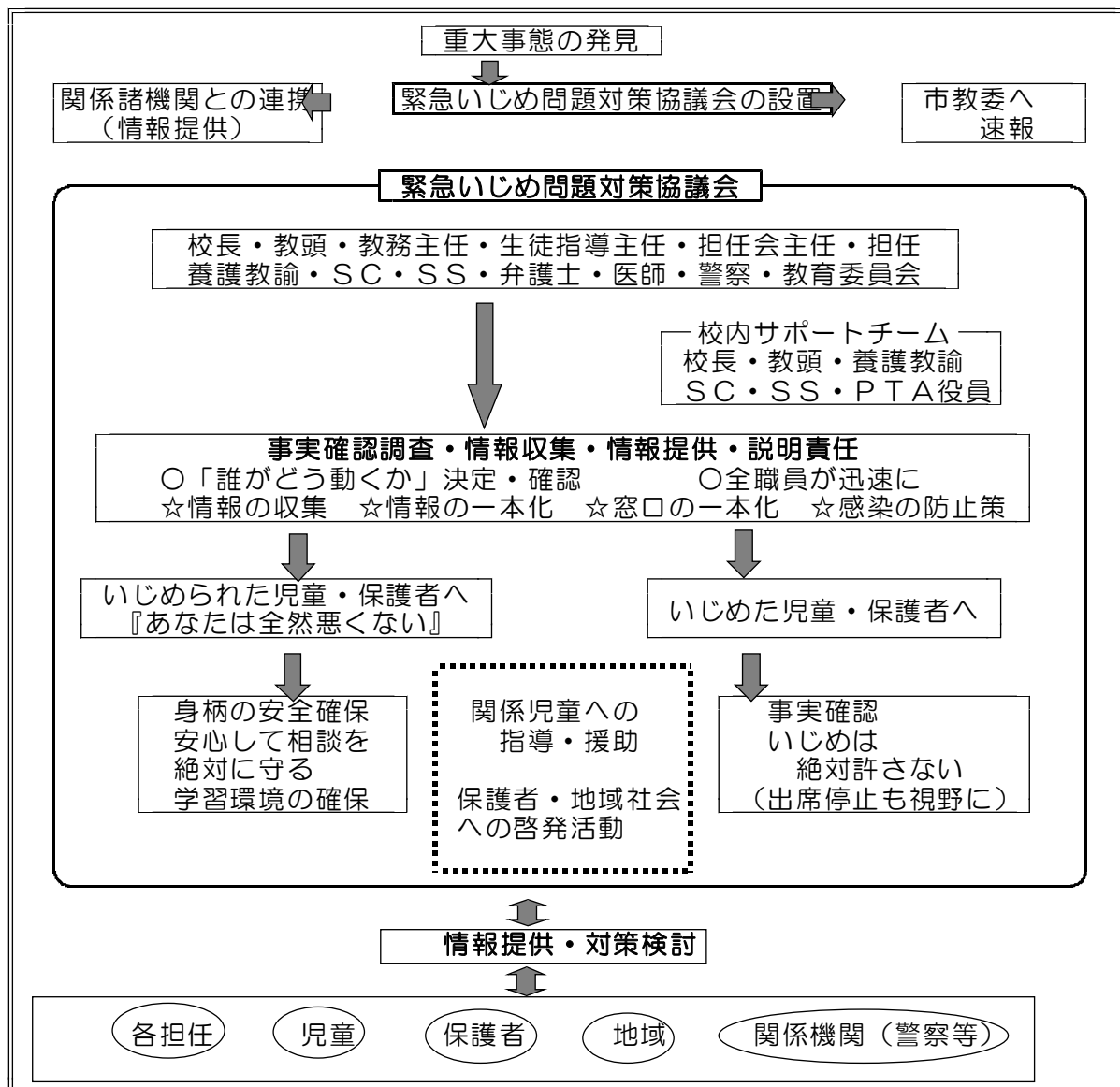
※ 「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。いじめ発生時は、「いじめ防止対策委員会」が「いじめ問題対策協議会」となり対応する。その際は、保護者や関係機関の窓口となるので、日頃より協力体制を構築しておく。

VIII いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消 : 継続して情報交換・援助
 事後観察・支援の継続 : 日常観察・SCとの連携
 学校評価 : 取組の分析・改善

Ⅸ いじめ防止体制（重大事態発生時）



報道機関等への対応：教育委員会との連携
事後観察・支援の継続：ケア等日常観察・関係機関等との連携
学校評価：取組の分析・改善

※ 重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内サポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消する。

○平成25年度作成
○平成27年4月 1日更新
○平成27年9月15日更新